

第1 利用権設定関係

利 用 権 設 定 契 約 書



| | |
|--|----|
| | 新規 |
| | 更新 |

1. 各筆明細

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------------------------|-----|-------------|---------------------|--------------|-----|--------------------------|-----------|--------------|--------------|----|-----|----------|-----------|
| 整理 番号 | 利用権の設定を受ける者の住所 及び氏名 (A) 【借り手】 | | 住所 | 氏名 | ☑ | 電話 | | | | | | | | |
| | 利用権を設定する者の住所及び 氏名 (B) 【貸し手】 | | 住所 | 氏名 | ☑ | 電話 | | | | | | | | |
| 利用権を設定する土地 (C) | | | 設定する利用権 (D) | | | | 利用権を設定する土地の(B)以外の権原者 (E) | | | | | | | |
| 大 字 | 字 | 地 番 | 現況 地目 | 面積(m ²) | 利用権の 種類 | 内 容 | 存続期間 | 期間 (年) | 借賃料 1年(円) | 借賃料の 支払方法 | 備考 | 住 所 | 氏 名(同意印) | 権原の 種類 |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☑ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☑ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☑ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☑ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☑ | |

2. 借り手（耕作者）の営農状況

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|-----|-----------------|-------------------------|------------------------------|----------------|---------------|--------|----------------|----|
| 氏名又は名称 | | | | 年齢 | | | | 農業従事日数 | | |
| 今回設定面積 (m ²) (F) | 耕作又は養畜の事業に供して いる農用地の面積 (m ²) (G) | | 主たる経営 作目 (H) | 世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (I) | | | 主な家畜の飼育状況 (J) | | 主な農機具の所有状況 (K) | |
| | | | | 世帯員(人) | 農業従事者(人) (うち15歳以上60歳未満の者) | 雇用労働力 年間延日数 | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 田 | 農地 | 自作地 | 男 | 農業専従者 | () | 人 | | | | |
| 畑 | 借入地 | | | | | | | | | |
| その他 | その他 | | 女 | 農業補助者 | () | 日 | | | | |
| 計 | 計 | | | | | | | | | |

- D欄の借賃料は1年分（期間借地の場合は、利用期間に係る年分）の借賃料を借賃料の支払方法は持参払か振込払か該当する方を○で囲み、支払時期を記入する。
- D欄の備考は、期間借地の場合、「期間借地」と中間管理事業の場合、「中間管理」と記入する。
- E欄は、共有名義等の場合、共有者の住所・氏名・同意印を記入・押印する。
- 貸し手が法人の場合は、事業状況などを添付して下さい。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用権設定を推進等した場合はL欄に委員名等を記入する。
- 共通事項は裏面に記載

| | |
|--------|---|
| 委員 (L) | ☑ |
| 公告日 | |

受付印

共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約に当たっての相手方の同意

貸し手及び借り手は、各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

ただし、借り手が、信義に反した行為をした場合、又は当該土地を適正に利用していないと認められる場合は、貸し手は、農地法又は農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権の契約を解除することができる。

(2) 転貸又は譲渡

借り手は、あらかじめ農業委員会に協議した上、貸し手の承諾を得なければ、該当農地を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(3) 租税公課の負担

ア 貸し手は、該当農地に対する固定資産税を負担する。

イ 借り手は、該当農地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

(4) 該当農地の返還

ア 賃借が満了したときは、借り手は、その終了の日から 日以内に、貸し手に対して当該農地を原状に回復して返還する。借り手が原状に復することができないときは、貸し手が原状に回復するために要する費用を借り手が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

イ 借り手は、該当農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代金を請求してはならない。

(5) 利用権の取得者の責務

借り手は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、該当農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(6) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項に関し、疑義が生じたときは、貸し手及び借り手が協議して定める。

(7) この申請内容は、安中市・碓氷安中農協・（公財）群馬県農業公社・群馬県に情報提供されることをご了承のうえ、ご記入をお願いします。

利用権設定契約書

捨印

捨印

| | |
|--|----|
| | 新規 |
| | 更新 |

1. 各筆明細

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------------------------------|----|------|---------------------|--------------|----|------------------|--------------------------|----------|------------|----|----|---------|-------|
| 整理番号 | 利用権の設定を受ける者の住所及び氏名 (A) 【借り手】 | | | | 住所 | 氏名 | ☐ | 電話 | | | | | | |
| | 利用権を設定する者の住所及び氏名 (B) 【貸し手】 | | | | 住所 | 氏名 | ☐ | 電話 | | | | | | |
| 利用権を設定する土地 (C) | | | | 設定する利用権 (D) | | | | 利用権を設定する土地の(B)以外の権原者 (E) | | | | | | |
| 大字 | 字 | 地番 | 現況地目 | 面積(m ²) | 利用権の種類 | 内容 | 存続期間 | 期間(年) | 借賃料1年(円) | 借賃料の支払方法 | 備考 | 住所 | 氏名(同意印) | 権原の種類 |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |
| | | | | | 賃借権 使用貸借権 | | ～ 年 月 日 年 月 日 | | | 持参払 振込払 | | | ☐ | |

2. 借り手(耕作者)の営農状況

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|----------------|------------------------|------------------------------|-----|----------------|--------------|--------|---------------|----|
| 氏名又は名称 | | | | | | 年齢 | | 農業従事日数 | | |
| 今回設定面積(m ²) (F) | 耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積(m ²) (G) | 主たる経営 作目(H) | 世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(I) | | | | 主な家畜の飼育状況(J) | | 主な農機具の所有状況(K) | |
| | | | 世帯員(人) | 農業従事者(人) (うち15歳以上60歳未満の者) | | 雇用労働力 年間延日数 | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
| 田 | 農地 | 自作地 | 男 | 農業専従者 | () | 人 | | | | |
| 畑 | 農地 | 借入地 | 女 | 農業補助者 | () | 日 | | | | |
| その他 | その他 | | | | | | | | | |
| 計 | 計 | | | | | | | | | |

- D欄の借賃料は1年分(期間借地の場合は、利用期間に係る年分)の借賃料を借賃料の支払方法は持参払か振込払か該当する方を○で囲み、支払時期を記入する。
- D欄の備考は、期間借地の場合、「期間借地」と中間管理事業の場合、「中間管理」と記入する。
- E欄は、共有名義等の場合、共有者の住所・氏名・同意印を記入・押印する。
- 貸し手が法人の場合は、事業状況などを添付して下さい。
- 農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用権設定を推進等した場合はL欄に委員名等を記入する。
- 共通事項は裏面に記載

| | |
|-------|---|
| 委員(L) | ☐ |
| 公告日 | |

受付印

共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 解約に当たっての相手方の同意

貸し手及び借り手は、各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

ただし、借り手が、信義に反した行為をした場合、又は当該土地を適正に利用していないと認められる場合は、貸し手は、農地法又は農業経営基盤強化促進法の規定に基づき利用権の契約を解除することができる。

(2) 転貸又は譲渡

借り手は、あらかじめ農業委員会に協議した上、貸し手の承諾を得なければ、該当農地を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(3) 租税公課の負担

ア 貸し手は、該当農地に対する固定資産税を負担する。

イ 借り手は、該当農地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

(4) 該当農地の返還

ア 賃借が満了したときは、借り手は、その終了の日から 日以内に、貸し手に対して当該農地を原状に回復して返還する。借り手が原状に復することができないときは、貸し手が原状に回復するために要する費用を借り手が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

イ 借り手は、該当農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代金を請求してはならない。

(5) 利用権の取得者の責務

借り手は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、該当農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(6) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項に関し、疑義が生じたときは、貸し手及び借り手が協議して定める。

(7) この申請内容は、安中市・碓氷安中農協・（公財）群馬県農業公社・群馬県に情報提供されることをご了承のうえ、ご記入をお願いします。

